

奈良県教育委員会優秀選手賞等選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則（平成30年1月奈良県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第5条に基づき、優秀選手賞及び特別優秀選手賞を与えられるものの選考に必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(優秀選手賞の選考基準)

第3条 優秀選手賞は、当該年度において第1号から第7号までに掲げる大会において優勝した個人若しくは団体又は第8号に該当するものに対して与えられるものとする。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 全国高等学校定時制通信制課程体育大会
- (5) (公財)全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会
- (6) 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会
- (7) 全国聾学校陸上競技大会・卓球大会
- (8) その他、特に顕著な功績があると教育委員会が認める個人又は団体

(特別優秀選手賞の選考基準)

第4条 特別優秀選手賞は、前条第1号から同条第7号までに該当する大会において3年又は4年連続して優勝した個人に対して与えられるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が前項の規定による基準に相当すると認めるとときは、特別優秀選手賞を与えるものとする。

(選考の手続)

第5条 優秀選手賞又は特別優秀選手賞の選考に当たっては、奈良県中学校体育連盟会長（以下「中体連会長」という。）、奈良県高等学校体育連盟会長（以下「高体連会長」という。）、奈良県高等学校野球連盟会長（以下「高野連会長」という。）及び奈良県特別支援学校長会会長（以下「特支会長」という。）からの推薦に基づき行うものとする。

2 教育長は、前項に規定する推薦を円滑に進めるため、中体連会長、高体連会長、高野連会長及び特支会長に対して推薦の依頼を行うものとする。

3 前項の依頼を受けた中体連会長、高体連会長、高野連会長及び特支会長は、学校長と連携を図りながら推薦書（別紙）を作成し、奈良県教育委員会事務局保健体育課へ提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。